

令和6年度簡易型総合評価落札方式における事前登録要領

北海道オホーツク総合振興局（以下「当局」という）産業振興部調整課で行う簡易型総合評価落札方式により実施する制限付き一般競争入札の技術評価項目申請事務の軽減化を目的として、入札毎に変動しない項目について事前登録制を実施する。事前登録により入札時の技術評価項目申請書の提出を簡素化する。

1 事前登録の対象となる者

次の（１）から（４）に該当する者。なお、受付は単体又は共同企業体とし、単体で受付した場合は、共同企業体の構成員として参加する場合に活用可能とする。

- （１）北海道競争入札参加資格者で農業土木A等級に格付けされており、当局管内に主たる営業所を有する者
- （２）北海道競争入札参加資格者で農業土木A等級に格付けされており、北海道内に主たる営業所を有し、共同企業体の構成員として当局管内の農業土木A等級工事に参加を予定している者
- （３）北海道競争入札参加資格者で農業土木B等級に格付けされており、当局管内に主たる営業所を有し、共同企業体の構成員として当局管内の農業土木A等級工事に参加を予定している者
- （４）経常建設共同企業体の結成において当局を登録機関とし、農業土木A等級に格付けされている者

2 事前登録の対象とする項目等

- （１）別添「技術評価項目申請書（事前登録届）」に記載の項目を対象とする。
- （２）登録内容の変更又は追加は、「技術評価項目申請書（事前登録変更届）」により可能とする

3 事前登録をした場合について

- （１）事前登録（変更）届受付後、審査のうえ受理した旨を申請者に通知する。
- （２）（１）による通知の有効期限は、令和7年5月31日までとする。
ただし、有効期限又は、更新による変更については、8その他（１）のとおり。
- （３）本申請時、事前登録（変更）された評価項目は、（１）の通知（写し）の提出により証明書類の提出を省略することができる。

4 事前登録しない場合について

入札参加を予定している工事毎に通りの書類を提出すること。

5 受付期間

- （１）第1回受付期間は、令和6年5月13日（月）から令和6年5月23日（金）までとし、その後は、令和6年6月3日（月）から随時受付を行う。
- （２）事前登録変更届は随時受付だが、入札参加予定工事の提出期限が近い場合、5開庁日前までに届け出を行うこと。（確認、登録、通知事務に係る日数を考慮）

6 作成方法

別紙「事前登録作成要領」による。

7 事前登録（変更）届の提出について

- （１）提出書類
 - ア 技術評価項目申請書（事前登録（変更）届） 1部
 - イ 証明書類 1部
 - ウ 返信用封筒 1枚（定形郵便物の切手 一者申請の場合、94円）
（定形郵便物の切手 二者以上の申請の場合、140円）

【様式】

○事前登録届

- ①技術評価項目申請書の提出資料一覧表（事前登録届）
- ②技術評価項目申請書（事前登録届） 「別記様式（事前登録届）」
- ③企業の施工能力等調書 「様式－４（事前登録届）」
- ④企業の施工能力（地域精通度に関する調書） 「別紙２（事前登録届）」
- ⑤担い手の育成・確保 調書（１） 「様式－６－１（事前登録届）」
- ⑥担い手の育成・確保 調書（２） 「様式－６－２（事前登録届）」
- ⑦担い手の育成・確保 調書（３） 「様式－６－３（事前登録届）」
- ⑧地域の守り手確保 調書（１） 「様式－６－４（事前登録届）」

○事前登録変更届

- ①技術評価項目申請書の提出資料一覧表（事前登録変更届）
- ②技術評価項目申請書（事前登録変更届） 「別記様式（事前登録変更届）」
- ③企業の施工能力等調書 「様式－４（事前登録変更届）」
- ④企業の施工能力（地域精通度に関する調書） 「別紙２（事前登録変更届）」
- ⑤担い手の育成・確保 調書（１） 「様式－６－１（事前登録変更届）」
- ⑥担い手の育成・確保 調書（２） 「様式－６－２（事前登録変更届）」
- ⑦担い手の育成・確保 調書（３） 「様式－６－３（事前登録変更届）」
- ⑧地域の守り手確保 調書（１） 「様式－６－４（事前登録変更届）」

（２）受付方法

郵送又は持参による。

（３）受付及び問合せ先

〒093-8585 網走市北7条西3丁目

北海道オホーツク総合振興局 産業振興部 整備課

電話 0152-41-0677又は0769

設計係長 みねた 峯田 E-mail mineta.hidekatsu@pref.hokkaido.lg.jp

主査（農地整備）おぐら 小倉 E-mail ogura.seiji@pref.hokkaido.lg.jp

※ 事前登録（変更）申請について、不明な点は問合せにより確認する。

※ 総合評価落札方式入札の技術評価項目の本申請は、事前登録の有無にかかわらず電子申請とする。

8 その他

（１）事前登録項目において、有効期限のある項目等については、入札を希望する工事の公告日以前に期限を迎える場合は無効とする。該当する場合は、事前登録変更届の提出、または、入札時の技術評価項目申請時に所定の関係書類を提出すること。

1. 企業の施工能力等調書「様式－４」のISOマネジメントシステムの取得の有無
 - ・資格を更新した場合。
2. 担い手の育成・確保調書（１）「様式－６－１」の若年技術職員の育成・確保及び技術職員総数の確保
 - ・経営規模評価結果の通知を受理した場合。
3. 担い手の育成・確保調書（３）「別紙－６－３」の女性の活躍支援の取組
 - ・各認定などを更新した場合。
4. 地域の守り手確保調書（１）「別紙－６－４」の労働安全衛生活動の有無
 - ・認定を更新した場合。